

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

国有林野事業の組織改正等に伴う労働基準法別表第1各号の  
適用について

標記について、別紙のとおり、平成16年4月1日に国有林野事業の組織改正が実施されること等に伴い、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1の解釈例規中、「国有林野事業」(昭和28年6月27日付け基収第2368号、昭和37年9月5日付け基収第5730号、昭和63年3月14日付け基発第150号、平成4年4月6日付け基発第204号、平成7年4月4日付け基発第212号、平成11年3月1日付け基発第92号)を下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

記

1 国有林野事業関係の業務機関については、次に掲げる単位ごとに一の事業として取り扱い、それぞれの業務内容によって、次のとおり労働基準法(以下「法」という。)別表第1各号の適用を定めるものとする。

なお、次に掲げた以外の部門で独立の事業としての態様を備えるものについてはこれに準じて取り扱うこととする。

(1) 林野庁及び森林管理局関係

ア 林野庁本庁 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

イ 森林技術総合研修所 第12号

ウ 森林管理局本局 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

エ 事務所 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

オ 森林技術センター 第12号

カ 治山センター 第6号又は第3号

キ 総合治山事業所 第6号又は第3号

ク 森林管理局の直轄の治山事業所 第6号又は第3号

ケ 研修所 第12号

コ 森林センター 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

サ 森林環境保全ふれあいセンター 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

シ 森林管理事務所関係

① 森林管理事務所本所 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

② 森林事務所 第6号

③ 治山事業所 第6号又は第3号

(2) 森林管理署(支署)関係

ア 森林管理署(支署)本署 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

イ 森林環境保全センター 別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業

ウ 森林事務所 第6号

エ 治山事業所 第6号又は第3号

これらの事業については、事業の組織的関連その他の実態からみてそれぞれ独立の事業としての態様を備えない場合は、それらの数事業又は全部を一括して一の事業として取り扱い、その主たる業務内容によって各号の適用を定めること。

なお、上記のうち「別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しない事業」とした事業については、法第33条第3項の官公署の事業（法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する。

ただし、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者等の選任については、これらの事業を一括して法別表第1第6号の事業として取り扱うこと。

(3) 共通

ア 保養所 第14号

イ 寮等の宿泊所 第14号

2 許可及び認定の申請、届出又は報告については、前記各事業ごとに所轄労働基準監督署長に対し行うことはもとよりであるが、業務機関における事務処理能力その他の特殊事情にかんがみ、次の取扱いによるものとする。

(1) 林野庁本庁については林野庁長官が、森林技術総合研修所については森林技術総合研修所長が行うこと。

(2) 森林管理局の本局及び森林管理局の直轄事業(事務所及び森林管理事務所を除く。)については、森林管理局長が行うこと。

(3) 事務所については、事務所長が行うこと。

(4) 森林管理事務所関係の各事業については、森林管理事務所長が行うこと。

(5) 森林管理署(支署)関係の各事業については、森林管理署(支署)長が行うこと。

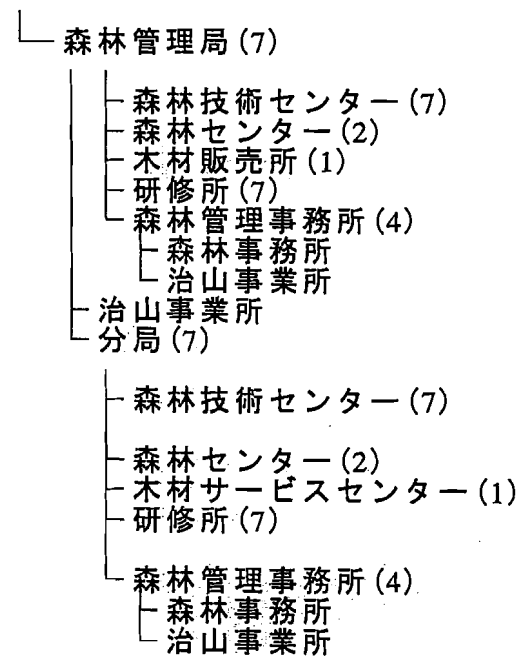
(6) 保養所及び寮等の宿泊所については、それぞれ所轄の森林管理局長、森林管理事務所長又は森林管理署(支署)長が行うこと。

(7) 労働者名簿及び賃金台帳は各事業ごとに備え付けること。

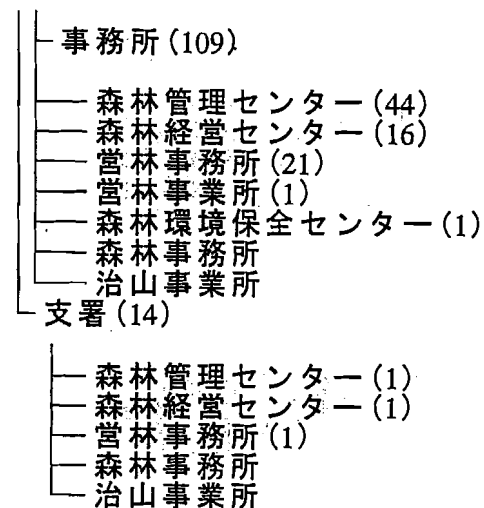
3 関係労働基準監督署間の取扱いにつき調整を要する事例を生じた場合には所轄都道府県労働局長が、関係都道府県労働局間に同様の事例が存する場合には厚生労働省労働基準局長が調整する。

平成11年3月

林野庁 — 森林技術総合研修所

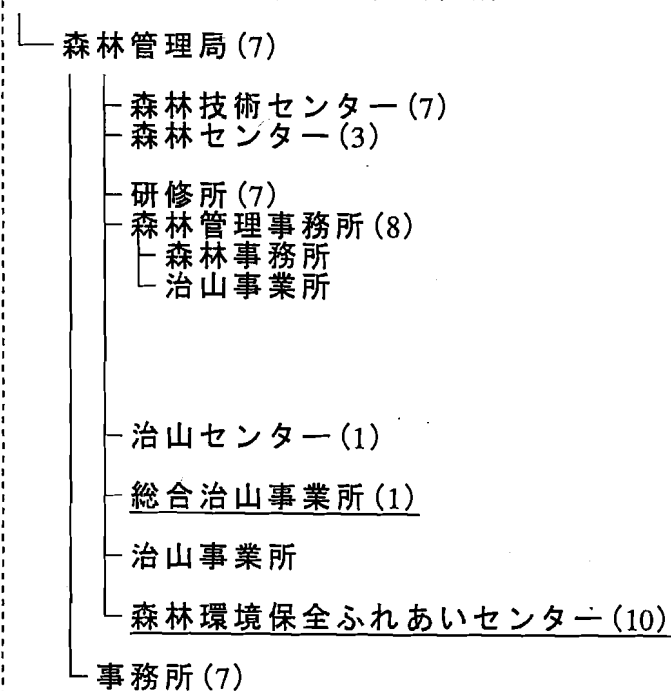


森林管理署 (98)

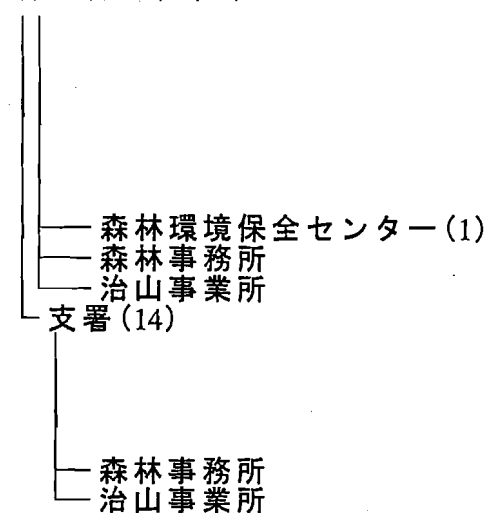


平成16年4月

林野庁 — 森林技術総合研修所



森林管理署 (98)



注： 廃止  
下線部 新設